

意見書

平成22年11月22日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 100-6104

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

代表取締役社長 やまだ たけし  
山田 隆持

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する  
考え方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以下のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス</p> <p>(1) 携帯端末向けマルチメディア放送では、多様な受信形態を想定して、事業者が柔軟にその創意工夫を発揮することにより、受信者のニーズに適合する魅力的なコンテンツが提供されることが期待されています。</p> <p>(2) 一方、携帯端末向けマルチメディア放送は、国民受信者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送の完全デジタル化が完了することによって初めて利用可能となる周波数を使用して行う放送であることから、国民受信者が広く利用できるサービスの提供が期待されています。したがって、放送による公共の福祉の増進の観点から、一部の者のみを対象とする排他的なサービスは、放送として望ましくないと考えています。</p> <p>(3) これらの考え方を踏まえ、例えば、次のような対応を検討することが考えられます。</p> <p>ア) 携帯端末向けマルチメディア放送では、例えば、多様な受信設備とソフトウェアやアプリケーションを組み合わせて行うような、従来の放送とは違った形態のサービスを実現することができる場所、限定された特定の端末やソフトウェア・アプリケーションに向けた放送が行われる場合に受信者が視聴・利用できる機会が十分に確保されるようにすること。</p> <p>イ) 携帯端末向けマルチメディア放送において多種多様なサービスの提供が実現するため、例えばリアルタイム型放送と蓄積型放送の組み合わせ等について、放送形態に応じて認定に係る審査項目を違えるなどして、事業者の創意工夫と受信者の幅広いサービス利用のバランスを図るようにすること。</p> <p>ウ) 蓄積型放送の視聴行動は、現在行われている一般的</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、従来の放送にない新しいサービスとして様々な利用形態が創造されることが重要であると考えます。この観点から、委託放送事業者認定の審査項目については、多くの番組をリアルタイム及び蓄積型で視聴するといった新たな利用形態に見合った審査項目とすべきであると考えます。</p>

<p>な放送とは大きく異なることが予想されるため、その利用の方法に応じた審査項目を設けるようにすること。</p>	
<p>2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当て</p> <p>(2) 携帯端末向けマルチメディア放送では、その技術特性から、高品質のリアルタイム型の映像配信や大容量の蓄積型の情報配信から小容量の情報配信まで、様々な形態の放送を行うことが可能です。限られた周波数を能率的に利用するためには、放送の時間帯や利用する周波数帯域を柔軟に設定して、映像・音響・データ等の様々な情報を組み合わせて放送ができるよう、一の委託放送事業者にある程度まとまった周波数を割り当てることが適当と考えています。</p> <p>(3) 一方、携帯端末向けマルチメディア放送は、多様なサービスの可能性が期待される放送メディアであることから、放送による表現の機会ができるだけ多くの者に確保されることで放送の多元性・多様性が実現し、また、多種多様な事業者が参入することで新しい放送サービスが実現すると考えます。新しい放送の普及及び健全な発達に資するよう、複数の委託放送事業者を参入させることが適当とも考えています。</p> <p>(4) これらの考え方を踏まえ、今後の制度整備としては、例えば、次のような対応を検討することが考えられます。</p> <p>ア) 13 セグメント領域・1 セグメント領域の計 9 の領域を、それぞれ 1 単位として割り当てる (9 の認定枠を募集する) こと。</p> <p>イ) 13 セグメント領域については分割して複数の者に割り当てること。</p> <p>その際、</p> <p>(i) 総務省が申請の枠 (特定のセグメント分の周波数 (例えば 8 セグメントと 5 セグメント等)) を決めた上で、申請を受け付けること。</p> <p>(ii) 総務省が 13 セグメント領域を特定の数で均等に</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送の特徴である高品質のリアルタイム放送や多様かつ大容量の蓄積型コンテンツの配信を実現するためには電波効率や携帯端末の電池効率等利用者の利便性を考慮し、一つの事業者にできるだけ多くの帯域を割り当てるべきであると考えます。また、複数の委託事業者が周波数の割当てを希望する場合はマルチメディア放送全体の普及及び健全な発達に貢献する事業者により多くの帯域を割り当てるべきであると考えます。</p>

<p>配分したもの（例えば3セグメント分）を1つの割当て単位（例えば3セグメント分を1放送番組とする）とすることを原則とし、その単位に従った申請を受け付けること。その際には、複数単位の申請を行うことを可とし、また、割当て単位を超えた帯域を必要とする放送については例外として申請を可とすること。</p> <p>(iii) 割り当てる周波数を同程度にする等、均衡を図ること。</p> <p>ウ それぞれの割当て単位ごとに、「リアルタイム型放送のみ（又は優先）」、「蓄積型放送のみ（又は優先）」又は「リアルタイム型放送と蓄積型放送の組み合わせのみ（又は優先）」の枠を設定すること。</p> <p>エ 放送による表現の自由の享有の観点から、1の事業者への周波数の割当ては、例えば全周波数帯域幅の1/3を超えないといった制限を設けること。</p>	
<p>3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性</p> <p>(1) 携帯端末向けマルチメディア放送は、対応受信設備として携帯電話端末が中心となること、また、そのサービスは通信サービスとの親和性が高く、放送と通信とが連携したサービスがその端末上で実現されることが想定されます。</p> <p>(2) 携帯端末向けマルチメディア放送の受信設備となる携帯電話端末が普及すれば、新しい放送市場の立ち上がりを牽引することになり、また、放送と通信とが連携したサービスは、携帯端末向けマルチメディア放送の特性を生かした新サービス市場の形成に寄与することになると考えています。</p> <p>(3) そのため、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの実現に当たっては、当該放送と密接に関連して提供される通信サービス等を利用できる機会が広く確保されることが必要と考えています。</p> <p>(4) これらの考え方を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送の普及及び健全な発達を図るため、例えば、次の事項等に関する対応を検討することが考えられ</p>	<p>マルチメディア放送に対応する携帯電話端末の普及や放送と通信の連携した新たなサービスが創出されることがマルチメディア放送の発展につながると考えており、委託事業者と通信サービスとの関係について過度な規定をすべきではないと考えます。</p> <p>マルチメディア放送の健全な発達を図るため、マルチメディア放送の受信そのものに影響する認証機能の提供等について、各携帯事業者は各委託放送事業者に対し公平に対応すべきものと認識しております。一方で受信そのものに係わらない事項については、各社が創意工夫による差別化を図ること</p>

<p>ます。</p> <p>ア) 放送番組の補完を行う通信サービス(携帯端末向けマルチメディア放送により提供される蓄積型放送番組の一部が電波環境等により欠落した場合に、通信回線を通じて当該欠落部分を補完的に取得できるようにするサービス)に係る提供形態や提供条件、設備等の提供に関すること。</p> <p>イ) 放送番組の視聴及びそのための契約手続きに必要なとなる受信設備の操作に係る設計や仕様の策定・画面上の情報の配置に関すること。</p> <p>ウ) 有料放送役務の提供に関する業務(例えば、①契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務、②認証業務、③視聴履歴の収集及び提供の業務、④料金の請求又は収納代行業務)に関すること。</p>	<p>で多様なビジネスモデルが構築され、新サービス市場の形成につながるものが重要であると考えており、各委託放送事業者と各携帯事業者間の協議によりビジネスベースの対応を基本として実現していくべきものと考えます。</p>
<p>5. その他制度整備及び審査に当たっての要望等</p> <p>その他携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備及び審査に当たって留意すべきと考えられる事項や要望について、意見を募集します。</p>	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は従来の放送にない新しいサービスとして様々な利用形態が創造されることが重要であると考えます。</p> <p>この観点から新たな利用形態に見合った考え方による制度整備(審査項目や審査基準等)としていただきたい。</p> <p>また、携帯端末向けマルチメディア放送の実現に関わる様々な事業者にとって、事業開始までの種々の準備に影響が大きいことから委託放送事業認定までのスケジュールについて明確にしていきたいと考えます。</p>